

<公告第520号>

ロッテ健康保険組合同規約の変更について

ロッテ健康保険組合同規約の一部を下記の通り変更したので公告いたします。

令和2年 5月11日

ロッテ健康保険組合  
理事長 高崎 誠司



記

第17条（組合会の招集の手続き）、第19条（組合会の傍聴）、第21条（組合会の決議事項）、第22条（会議録の作成）、第29条（理事会の手続き）、第31条（理事会の議事）、第36条（理事長の専決）。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、外出自粛要請を踏まえた、当健保組合の事業継続体制の整備を図るため、理事会、組合会のWEB等での会議システムによる開催、書面審査による決議等に対応するための規約変更。

附則 この規約は届出の日から施行し、令和2年4月24日より適用する。

以上